

参考資料一覧（資料 1 関係分）

資料 No.	表題	頁
参考資料 1	他の道府県の障がい者差別の解消等に関する条例一覧	1
参考資料 2-1	障がい者差別の解消等に関する条例の項目比較表【差別解消法型】	3
参考資料 2-2	障がい者差別の解消等に関する条例の項目比較表【基本法型】	5
参考資料 3	条例における差別の考え方の整理	11
参考資料 4	条例における差別に関する相談体制	19
参考資料 5	条例における紛争解決手続	23
参考資料 6	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（概要）	25
参考資料 7	差別を類型化して禁止する条例の例（千葉県）	27
参考資料 8	埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（概要）ほか	29
参考資料 9	三重県において制定されている条例について	33
参考資料 10-1	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の概要	37
参考資料 10-2	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	39
参考資料 11-1	三重県手話言語条例(概要)	45
参考資料 11-2	三重県手話言語条例	47

※他の道府県の条例については、別冊資料 1 及び別冊資料 2 に掲載

○他の道府県の障がい者差別の解消等に関する条例一覧（平成29年7月1日現在）

参考資料 1

	都道府県名	条例の類型	条例名	提案	施行日
1	千葉県	差別解消法型	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	知事	H19. 7. 1
2	北海道	基本法型	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	議会	H22. 4. 1
3	岩手県	基本法型	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	議会	H23. 7. 1
4	熊本県	差別解消法型	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	知事	H24. 4. 1
5	長崎県	差別解消法型	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	議会	H26. 4. 1
6	沖縄県	基本法型	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	知事	H26. 4. 1
7	鹿児島県	差別解消法型	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島県づくり条例	知事	H26. 10. 1
8	茨城県	差別解消法型	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	議会	H27. 4. 1
9	京都府	基本法型	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	知事	H27. 4. 1
10	愛知県	差別解消法型	愛知県障害者差別解消推進条例	知事	H27. 12. 22
11	山形県	基本法型	山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例	知事	H28. 4. 1
12	栃木県	差別解消法型	栃木県障害者差別解消推進条例	知事	H28. 4. 1
13	埼玉県	基本法型	埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例	議会	H28. 4. 1
14	富山県	差別解消法型	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	議会	H28. 4. 1
15	山梨県	基本法型	山梨県障害者幸住条例（※1）	知事	H28. 4. 1
16	岐阜県	基本法型	岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例	議会	H28. 4. 1
17	大阪府	差別解消法型	大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	知事	H28. 4. 1
18	奈良県	差別解消法型	奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	知事	H28. 4. 1
19	徳島県	基本法型	障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	知事	H28. 4. 1
20	愛媛県	差別解消法型	愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	知事	H28. 4. 1
21	大分県	差別解消法型	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	知事	H28. 4. 1
22	宮崎県	基本法型	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例	知事	H28. 4. 1
23	静岡県	差別解消法型	静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例	知事	H29. 4. 1
24	福岡県	差別解消法型	福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	知事	H29. 10. 1
参考	香川県	差別解消法型	香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（仮称）（※2）	知事	H30. 4. 1 （予定）

※1 山梨県は、平成5年に制定された条例について、平成27年に全面見直しを行った。

※2 香川県は、条例素案のパブリックコメントを実施中（7月10日～8月10日）

○障がい者差別の解消等に関する条例の項目比較表【差別解消法型】

○：規定あり / -：規定なし

資料2-1

条例の規定（※1）		茨城県	栃木県	千葉県	富山県	静岡県	愛知県	大阪府	奈良県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県	香川県		
前文		○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	○	○	○	○	○		
総則規定	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	基本理念・基本原則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	府県の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	府県民の責務・役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事業者・関係団体の責務・役割	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	
	市町村の責務・役割	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	○	
	市町村との連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	
	財政上の措置（※2）	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合理的配慮の環境整備	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
差別の禁止等	差別の禁止規定	禁止原則を規定	○	-	○	○	○	○	※3	-	○	○	○	-	○	○	○	
		「差別」を類型化して禁止	-	○	○	-	-	-		○	-	-	○	○	○	○	○	
	虐待の禁止	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	○	-	-	-	-	
	合理的配慮の実施義務	※4	○	※4	○	○	○	○		○	○	※4	○	○	○	○	○	
	事前的改善措置の実施（努力義務）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-		
	その他	配慮事項の策定	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		配慮事項の情報収集等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
		障害者差別対応指針	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
職員対応要領		-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
相談体制の整備	相談員の設置等（※5）	○	-	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	
	相談員への支援等	-	※6	○	○	-	※6	-	-	-	-	○	○	-	-	-	※7	
	相談体制と相談員への支援を一体的に規定	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
紛争解決手続	助言	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	
	あっせん	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	指導	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	事実の調査	資料提出要求・説明	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
		その他の調査	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○
	第三者機関の設置	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	勧告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公表	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
勧告・公表前の意見聴取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

○障がい者差別の解消等に関する条例の項目比較表【差別解消法型】

○：規定あり / -：規定なし

資料2-1

条例の規定（※1）		茨城県	栃木県	千葉県	富山県	静岡県	愛知県	大阪府	奈良県	愛媛県	福岡県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県	香川県
差別解消の取組	啓発活動	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
	表彰	-	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	-
	訴訟の援助	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	貸付金の返還等	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	条例の運用上の配慮	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	関係行政機関の措置	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	教育の推進	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	文化芸術活動（※8）	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	障害者スポーツ（※8）	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	意思疎通の支援	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
	防災・防犯の対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
	虐待防止の対策	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-
推進体制	協議会等の設置	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○
罰則	相談業務従事者の秘密保持義務	-	-	○	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-
	第三者機関の委員の秘密保持義務	-	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	○
	秘密保持義務違反の罰則規定	-	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-

- ※1 香川県については、素案を基に整理を行った（詳細が不明な箇所は空欄とした）。
- ※2 雑則規定として条例の末尾に規定する例もあるが、便宜上、総則規定のカテゴリーに入れた。
- ※3 独自の規定は設けていない。
- ※4 合理的配慮を怠ることを「差別」に含めており、差別の禁止の効果として合理的配慮が義務付けられる。
- ※5 福岡県では、市町村での体制の整備、市町村との連携を併せて規定
- ※6 相談体制の整備を規定しているが、その具体的な内容は規定していない。
- ※7 相談体制の整備は予定されているが、相談員の設置等を規定するかは、素案では不明
- ※8 静岡県では、文化芸術活動や障害者スポーツへの参加機会の確保を「相互理解の促進」の施策と位置付ける。

条例の規定		北海道	岩手県	山形県	埼玉県	山梨県	岐阜県	京都府	徳島県	宮崎県	沖縄県	基本法	
前文		-	○	○	○	-	○	○	○	○	○		
総則規定	目的	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○		
	定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	基本理念・基本原則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	道府県の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	道府県民の責務・役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事業者・関係団体の責務・役割	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-		
	市町村の責務・役割	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
	市町村との連携（※1）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	関係団体との連携	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-		
	財政上の措置（※1）	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○		
	情報の提供	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	合理的配慮の環境整備	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-		
差別の禁止等	差別の禁止規定	禁止原則を規定	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
		「差別」を類型化して禁止	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	
	虐待の禁止	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
	合理的配慮の実施義務	○	※2	※2	○	○	-	○	○	○	○	○	
基本指針	地域づくりの基本指針の策定	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	基本指針に基づく市町村の取組に対する支援	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
相談体制の整備	相談員の設置等	-	※3	○	○	○	-	○	○	○	-		
	相談員への支援等	-		-	-	○	-	○	-	-	-		
	相談体制と相談員への支援を一体的に規定	-		-	-	-	-	-	-	-	-		
	市町村の相談業務の支援	-		-	-	-	-	-	-	-	○		
紛争解決手続	地域づくり推進員による改善指導	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	助言	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○		
	あっせん	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○		
	事実の調査	資料提出要求・説明	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	
		その他の調査	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
	第三者機関の設置	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○		
	勧告	-	-	-	○	-	-	○	○	○	○		
	公表	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-		
勧告・公表前の意見聴取	-	-	-	○	-	-	○	○	○	-			

条例の規定		北海道	岩手県	山形県	埼玉県	山梨県	岐阜県	京都府	徳島県	宮崎県	沖縄県	基本法	
共生社会実現施策	(1)医療・福祉	・医療の給付、リハビリテーションの提供	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	
		・障がいの原因となる傷病の早期発見、早期治療の推進等	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	
		・身体障害者補助犬の育成等	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○
		・障害福祉サービス等の提供体制の確保等	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
		・障害福祉サービスの充実	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		・離島等の障がい者への福祉の充実	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		・保健、福祉及び教育との連携	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・高齢者施策等との連携	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2)教育	・障がい者の年齢等に応じた教育の内容、方法の改善等	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○
		・障がい者の児童、生徒、その保護者に対する情報提供	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
		・障がい者の児童、生徒と障がい者でない児童、生徒との交流等	-	-	-	-	○	-	○	○	-	-	○
		・教育の支援体制の整備、充実	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
		・特別支援教育の充実	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		・福祉に関する教育の推進	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-
		・障がい、障がい者、共生社会に関する知識を持つための教育の実施	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-
	(3)職業相談等・雇用促進等	・障がい者の多様な就業の機会の確保	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○
		・障がい者の特性に配慮した職業相談、職業指導等	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○
		・国、地方公共団体、事業者における障がい者の優先雇用等	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	○

条例の規定		北海道	岩手県	山形県	埼玉県	山梨県	岐阜県	京都府	徳島県	宮崎県	沖縄県	基本法	
共生社会実現施策	(3) 職業相談等・雇用促進等	・障がい者の就労を可能となる環境の整備、福祉的就労関係事業所の工賃水準の向上等の環境の整備に向けた関係者の連携	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		・就労支援推進計画の策定	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・障がい者の就労支援を行う事業者の認証	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・障がい者の就労支援を推進する法人の指定	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・物品等の調達における福祉的就労関係事業所、認証事業者に対する配慮	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・障がい者の生産活動による物品等の需要の増進等の措置	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
		・障がい者雇用の啓発	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-
	(4) 住宅の確保	・障がい者が働きやすい環境の整備、一般就労への移行の促進等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
		・不動産事業者等との協力による住宅環境の整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
	(5) 移動等の円滑化	・移動手段の確保のための理解の促進	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
		・公共交通機関の安全・安心な利用のための施策の実施	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
		・特定施設（娯楽施設、店舗、事務所など）の整備	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
		・障がい者の交通安全を確保する施策の実施	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
・移動等の円滑化のための都市等のデザイン、バリアフリー化の促進		-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
・駐車場の確保等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		

条例の規定		北海道	岩手県	山形県	埼玉県	山梨県	岐阜県	京都府	徳島県	宮崎県	沖縄県	基本法	
共生社会実現施策	(6) 情報の利用におけるバリアフリー化等	・意思疎通手段の選択機会の確保、拡大を図る施策の実施	-	-	○	-	-	-	-	-	-	※4	
		・情報通信機器の普及、電気通信・放送の役務の利用の利便性増進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
		・情報提供施設の整備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
		・手話普及施策の実施	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
		・障がい者の意思疎通を仲介する者の養成、派遣等	-	-	-	○	○	-	-	○	-	-	○
		・災害時等の情報提供に必要な施策の実施	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	○
		・障がいの特性に応じた情報発信	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-
	(7) 相談等	・障がい者同士の相談体制の充実	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	(8) 普及啓発等	・障がい、障がい者に対する理解の普及啓発等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-
		・不利益な取扱いの解消に関する意見聴取	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・障がい者と障がい者でない者との交流機会の拡大等	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
	(9) 文化芸術活動等	・文化芸術、スポーツ等に関する活動への助成等	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○
		・文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションへの参加機会の確保等	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○
		・観光その他の社会参加活動への参加機会の確保等	-	-	○	-	-	-	○	-	○	○	-
		・文化芸術活動の振興に必要な施策の実施	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
		・文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備等	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-

条例の規定		北海道	岩手県	山形県	埼玉県	山梨県	岐阜県	京都府	徳島県	宮崎県	沖縄県	基本法	
共生社会実現施策	(9)文化芸術活動等	・障がい者スポーツの振興	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
		・スポーツ競技水準の向上	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	(10)防災・防犯	・障がい者の性別、年齢等に依じた防災、防犯に関する施策	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○
		・市町村防災計画に関する情報提供等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
	(11)社会参加支援	・地域生活の支援	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
		・社会参加の促進	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		・地域における活躍の場の充実	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
	(12)活動支援	・事業者等への支援	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	-
	(13)職員の育成等	・職員の育成	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-
		・表彰	-	-	-	○	-	○	-	○	○	-	-
	(14)その他	・関係法令との調和	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・切れ目のない支援の確保	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・障がい者の家族に対する配慮	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・地域間格差の是正等	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		・基本的施策の計画的推進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
推進体制	協議会等の設置	○	-	○	○	○	○	○	-	○	-		
罰則	相談業務従事者の秘密保持義務	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○		
	第三者機関の委員の秘密保持義務	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○		
	秘密保持義務違反の罰則規定	-	-	-	-	-	-	○	○	-	○		

※1 総則部分でなく、条例の末尾などに規定する例もあるが、便宜上、総則規定のカテゴリーに入れた。

※2 合理的配慮を怠ることを「差別」に含めており、差別の禁止の効果として合理的配慮が義務付けられる。

※3 相談体制の整備を規定しているが、その具体的な内容は規定していない。

※4 意思疎通手段の選択機会の確保・拡大は基本理念として規定

	都道府県名	条例の類型	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
1	北海道	基本法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	①（道・事業者・関係団体）不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害の禁止 ②（道民）不当な差別的取扱いの禁止	①関係団体・道民も禁止の対象に追加 ②道民は、「不当な差別的取扱い」が禁止される（「権利利益の侵害」は規定せず）
					①（道）合理的配慮の実施義務 ②（事業者・関係団体）合理的配慮の実施の努力義務 ③（道民）学校、公共交通機関などでの合理的配慮の実施の努力義務	①関係団体・道民にも合理的配慮の実施の努力義務を追加 ②道民による合理的配慮については、道や事業者などとはやや異なる文言
					・（全ての者）虐待の禁止を規定	・障害者虐待防止法と同じ
2	岩手県	基本法型	(2)障害者基本法をベース	①法律と同一	①「不利益な取扱い」という用語を定義して採用 （1）障がい理由として不利な区別、排除、権利の制限をすること （2）合理的配慮をしないこと ②（全ての者）不利益な取扱いの禁止	・「不利益な取扱い」の定義については、障害者権利条約の定義や障害者基本法改正案を検討した障がい者制度改革推進会議意見の「差別の定義」が参照されており、障害者基本法の「差別」概念に近いと考えられる
					・（全ての者）虐待の禁止を規定	・障害者虐待防止法と同じ
3	山形県	基本法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	①「障がいを理由とする差別」を定義 （1）障がいを理由として不当な差別的取扱いをすること （2）合理的配慮をしないこと ②「不当な差別的取扱い」となる取扱いを列挙 （1）10項目を列挙 （2）10項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの差別的取扱いを規定 ③（県民・事業者）障がいを理由とする不当な差別的取扱いの防止	①障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を一括 ②不当な差別的取扱いを具体化 ③労働者の募集、賃金の決定などでの差別的取扱いについては、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる ④県民も対象に追加（ただし、「禁止」ではなく、「防止」と規定） ⑤不当な差別的取扱いの防止について、県は対象として規定せず
4	茨城県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	①「差別」を定義 （1）障害を理由とした不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害 （2）合理的配慮をしないこと ②（全ての者）障害のある人への差別を禁止	①障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を一括 ②合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に家族等が行うものを含む ③行政機関・事業者以外も差別の禁止対象に追加
					・知事は、日常生活、事業活動などで特に配慮すべき事項を定める（県民・事業者はこれへの遵守義務を規定）	・障害者差別解消法では規定されていない

	都道府県名	条例の類型	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
5	栃木県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・（全ての者）障害を理由とした差別的取扱いを列挙して禁止 <ul style="list-style-type: none"> (1)11項目を列挙 (2)11項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの差別的取扱いを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ①行政機関・事業者以外も差別の禁止対象に追加 ②差別的取扱いについて、「不当な」という文言を使用せず ③差別的取扱いを具体化 ④労働者の募集、賃金の決定などでの差別については、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる
					<ul style="list-style-type: none"> ①（県）合理的配慮の実施義務 ②（県民）合理的配慮の実施の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ①県による合理的配慮について、「社会的障壁の除去の意思表示」を要件とせず（基本法と同じ） ②県民にも合理的配慮の実施の努力義務を追加（事業者は条例では規定せず）
6	埼玉県	基本法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	<ul style="list-style-type: none"> ・（全ての者）障害を理由とした不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関、事業者以外も差別の禁止対象に追加
					<ul style="list-style-type: none"> ①（県）合理的配慮の実施義務 ②（事業者）合理的配慮の実施の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ①合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に保護者などが行うものを含む ②県については、語尾が「ものとする」（障害者差別解消法は「しなければならない」）
7	千葉県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	<ul style="list-style-type: none"> ①「差別」を定義 <ul style="list-style-type: none"> (1)不利益取扱い <ul style="list-style-type: none"> (7)不利益な取扱いについて、8項目を列挙 (4)8項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いを規定 (2)合理的配慮を行わないこと ②（全ての者）障害のある人への差別を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ①「不利益な取扱い」については、実質的に見て、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」を具体化するものと評価することが可能 ②労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いについては、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる ③差別の禁止について、県民も対象に追加
8	富山県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	<ul style="list-style-type: none"> ①「障害を理由とする差別」を定義 <ul style="list-style-type: none"> (1)不利益な取扱いをすること (2)合理的配慮をしないこと ②（全ての者）障害のある人への差別を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・「不利益な取扱い」という用語を使い、障害者差別解消法の「差別」を再整理
					<ul style="list-style-type: none"> ・（全ての者）合理的配慮の実施義務 	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者、県民について、合理的配慮の実施を義務化 ②合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に保護者などが行うものを含む
					<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、差別の禁止と合理的配慮の徹底を図るため、福祉サービスなど障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法では規定されていない

	都道府県名	条例の類型	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
9	山梨県	基本法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	<ul style="list-style-type: none"> ・（県・事業者）不当な差別的扱いを例示しつつ、不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止 (1)10項目を列挙 (2)10項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不当な差別的取扱いを規定 	<ul style="list-style-type: none"> ①不当な差別的取扱いを具体化 ②労働者の募集、賃金の決定などでの差別的取扱いについては、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる
					<ul style="list-style-type: none"> ①（県）合理的配慮の実施義務 ②（事業者）合理的配慮の実施の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に保護者などが行うものを含む
10	岐阜県	基本法型	(2)障害者基本法をベース	①法律と同一	<ul style="list-style-type: none"> ・（全ての者）障害を理由として、差別することその他の権利利益の侵害を禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法と同じ
11	静岡県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	<ul style="list-style-type: none"> ①「障害を理由とする差別」を定義 (1)不当な差別的取扱いをすること (2)又は合理的な配慮をしないこと ②「不当な差別的取扱い」を定義 ・障害者に対して、正当な理由がなく、障害を理由として、財、サービス、機会の提供等を拒否し、又は当該提供等に当たって場所、時間等を制限し、若しくは条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害すること ③（県）障害を理由とする差別（このうち、不当な差別的取扱い）を禁止 ④（事業者）福祉、医療、雇用、商業、交通、教育その他の障害者の日常生活・社会生活に関する分野において、不当な差別的取扱いを禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ①障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を一括 ②不当な差別的取扱いを定義し、内容の具体化を図っている ③差別の禁止対象は、障害者差別解消法に対応する形で規定
					<ul style="list-style-type: none"> ①「合理的配慮」を定義 ・障害者の求め（当該障害者が障害によりその意思の表明を行うことができない場合又はその意思の表明を行うことが著しく困難な場合にあつては、当該障害者の意思の表明を代わりに行う者の求め）に応じて、障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な措置を行うこと ②（県）合理的配慮の不提供を禁止 ③（事業者）合理的配慮の努力義務を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ①合理的配慮に関し、 (1)障害者権利条約の定義（権利行使の確保のために行う必要かつ適切な変更・調整）に沿う形で規定 (2)合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に代行者がするものを含む ②合理的配慮の実施は、障害者差別解消法に対応する形で規定
12	愛知県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	<ul style="list-style-type: none"> ・（県・事業者）不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法と同じ
					<ul style="list-style-type: none"> ①（県）合理的配慮の実施義務 ②（事業者）合理的配慮の実施の努力義務 	

	都道府県名	条例の類型	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
13	京都府	基本法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	①(府・事業者)「不利益な取扱い」という用語を使用し、禁止 (1)「不当な差別的取扱い」を不利益な取扱いの例示として規定 (2)「不当な差別的取扱い」を8項目列举 ②8項目とは別に、労働者の募集などでの均等な機会の提供義務、賃金の決定などでの不当な差別的取扱いの禁止を規定	①「不当な差別的取扱い」の例示の文言として使いつつ、具体化を図っている ②労働者の募集などでの均等な機会の提供等は、障害者雇用促進法第34条・第35条と同じ
					①(府)合理的配慮の実施義務 ②(事業者)合理的配慮の実施の努力義務	・合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に保護者などが行うものを含む
14	大阪府	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	(条例に特段の規定なし)	・差別、合理的配慮については、障害者差別解消法の規定に依拠
15	奈良県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	・(全ての者)「不利益な取扱い」という用語を採用し、禁止 (1)不利益な取扱いについて、10項目を列举 (2)10項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いを規定	①「不利益な取扱い」については、実質的に見て、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」を具体化するものと評価することが可能 ②労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いについては、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる ③不利益な取扱いの禁止について、県民等も対象に追加
					・(全ての者)合理的配慮の実施義務	①事業者、県民について、合理的配慮の実施を義務化 ②合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に保護者などが行うものを含む
16	徳島県	基本法型	(2)障害者基本法をベース	①法律と同一	・(県民)障がいを理由として差別することその他の権利利益の侵害の禁止	・県民について、障害者基本法と同じ内容を規定
					・合理的配慮について、実施主体を明示せずに規定	・規定については、障害者基本法の文言と障害者差別解消法の文言を組み合わせた形式
17	愛媛県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	①「障がいを理由とする差別」を定義 (1)障がい理由として不当な差別的取扱いをすることにより、権利利益を侵害すること (2)合理的配慮をしないことにより、権利利益を侵害すること ②(県民)障がい理由とする差別の禁止	①障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を一括 ②県民について、差別の禁止を規定(県・事業者は条例では規定せず)
					・合理的配慮について、実施主体を明示せずに規定	・規定については、障害者基本法の文言と障害者差別解消法の文言を組み合わせた形式

	都道府県名	条例の類型	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
18	福岡県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	①法律と同一	<p>①「不当な差別的取扱い」を定義 ・障がい又は障がいに関連する事由を理由としてされる、財・サービス又は各種機会の提供の拒否又は提供の場所若しくは時間帯の制限、障がいのない人に対して付さない条件の付加等の区別、排除、制限その他の異なる取扱いであって、当該取扱いを受けた人の権利利益を侵害することとなるもの</p> <p>②（全ての者）不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害の禁止</p> <p>①「合理的配慮の提供」を定義 ・障がいのある人（障がいのある人が自らの意思を表明することが困難な場合にあつては、その保護者）から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整</p> <p>②（全ての者）合理的配慮の提供の努力義務</p> <p>③事業分野ごとに、不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に当たり特に配慮すべき具体的事項の情報を集積し、事業者・行政機関等に対する必要な情報の提供・啓発を実施（障がい福祉事業、医療分野など10項目）</p> <p>【事前的改善措置】 ・（県・市町村・事業者）合理的配慮の提供の環境の整備として、(1)～(3)の措置を、改善の申出を待たずに講ずる努力義務を規定 (1) 施設・設備のバリアフリー化 (2) 介助者等の人的支援 (3) 円滑な情報の取得・利用、意思表示・コミュニケーション支援</p>	<p>①不当な差別的取扱いを定義（「障害者差別禁止に関する法制」についての差別禁止部会意見を参照したと解されるほか、「障がいに関連する事由を理由とするもの」を含める）</p> <p>②不当な差別的取扱いの禁止について、県民等も対象に追加</p> <p>①合理的配慮に関し、 (1) 障害者権利条約の定義（権利行使の確保のために行う必要かつ適切な変更・調整）に沿う形で規定 (2) 合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に保護者などが行うものを含む</p> <p>②全ての者について、合理的配慮の提供を努力義務化</p> <p>③不当な差別的取扱いや合理的配慮につき、情報の収集、提供を規定</p> <p>・ 意思表示がない場合をカバーする措置を規定（障害者差別解消法には規定されていない。）</p>

	都道府県名	条例の種類	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
19	長崎県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	③差別禁止を書き分け	<p>①「差別」の定義で「不均等待遇」という用語を採用 (1)差別：不均等待遇又は合理的配慮を怠ること (2)不均等待遇：障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限などを行うこと</p> <p>②（全ての者）障害のある人への差別を禁止 (1)差別の禁止の一般規定を置く (2)福祉サービスの提供者などの主体別に、10項目の不均等待遇、合理的配慮の懈怠を列挙 (3)10項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不均等待遇、合理的配慮の懈怠を規定</p> <p>・「合理的配慮」を定義 障害のある人の求め又はその家族等の求めに応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと</p>	<p>①「不均等待遇」という用語は、「障害者差別禁止に関する法制」についての差別禁止部会意見を参照したもので、「不当な差別的取扱い」と同様のものと整理されている</p> <p>②差別については、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を一括したものと同じと評価することが可能</p> <p>③「障害に関連する事由を理由とするもの」を含める</p> <p>④各種サービスの提供者の不均等待遇等を具体化し、禁止するとともに、一般規定と書き分けている</p> <p>⑤労働者の募集、賃金の決定などでの差別については、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる</p> <p>⑥差別の禁止について、県民等も対象に追加</p> <p>・合理的配慮に関し、 (1)障害者権利条約の定義（権利行使の確保のために行う必要かつ適切な変更・調整）に沿う形で規定 (2)合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に家族等などが行うものを含む</p>
20	熊本県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	<p>・（全ての者）「不利益取扱い」という用語を採用し、禁止 (1)不利益取扱いについて、11項目を列挙 (2)11項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不利益取扱いを規定</p> <p>・合理的配慮について、実施主体を明示せずに規定</p> <p>・（全ての者）虐待の禁止を規定</p>	<p>①「不利益取扱い」については、実質的に見て、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」を具体化するものと評価することが可能</p> <p>②労働者の募集、賃金の決定などでの不利益取扱いについては、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる</p> <p>③不利益取扱いの禁止について、県民も対象に追加</p> <p>・障害者基本法と同じ</p> <p>・障害者虐待防止法と同じ</p>

	都道府県名	条例の類型	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
21	大分県	差別解消法型	(2)障害者基本法をベース	②差別禁止を書き分け	<p>①「障がいを理由とする差別」を定義 ・障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為（合理的配慮を怠ることを含む。）</p> <p>②（全ての者）障がいを理由とする差別を禁止 (1)差別の禁止の一般規定を置く (2)福祉サービスの提供者などの主体別に、7項目の不利益な取扱いを列挙 (3)7項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いを規定</p> <p>①「合理的配慮」を定義 ・社会的障壁の除去について、現状を変更し、又は調整し、その他必要かつ合理的な配慮をすること ②合理的配慮について、実施主体を明示せずに規定</p>	<p>①差別について、障害者基本法における「差別」と「合理的配慮の不提供」を一括</p> <p>②各種サービスの提供者の不均等待遇等を具体化し、禁止するとともに、一般規定と書き分けている</p> <p>③労働者の募集、賃金の決定などでの差別については、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる</p> <p>・合理的配慮に関し、 (1)「現状の変更・調整」を例示 (2)合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に家族などが行うものを含む</p>
22	宮崎県	基本法型	(1)障害者差別解消法をベース	②差別類型の具体化	<p>①「障がいを理由とする差別」の定義で「不利益な取扱い」という用語を採用 (1)障がい又は障がいに関連する事由を理由として、不利益な取扱いをすること (2)合理的配慮をしないこと</p> <p>②（全ての者）不利益な取扱いを禁止 (1)不利益取扱いについて、11項目を列挙 (2)11項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いを規定</p> <p>①（県）合理的配慮の実施義務 ②（事業者）合理的配慮の実施の努力義務</p>	<p>①「不利益な取扱い」については、実質的に見て、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」を具体化するものと評価することが可能</p> <p>②「障害に関連する事由を理由とするもの」を含めている</p> <p>③労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いについては、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる</p> <p>④不利益な取扱いの禁止について、県民等も対象に追加</p> <p>・合理的配慮における「社会的障壁の除去の意思表示」に保護者などが行うものを含む</p>

	都道府県名	条例の種類	「差別」の規定の仕方		内容	法律との違い
23	鹿児島県	差別解消法型	(1)障害者差別解消法をベース	③差別禁止を書き分け	①「障害を理由とする差別」の定義で「不利益な取扱い」という用語を採用 (1)障害のある人に対し、正当な理由なく不利益な取扱いをすること (2)合理的配慮をしないこと ②(全ての者)障害のある人への不利益な取扱いを禁止 (1)差別の禁止の一般規定を置く (2)福祉サービスの提供者などの主体別に、8項目の不利益な取扱いを列挙 (3)8項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いを規定	①「不利益取扱い」については、実質的に見て、障害者差別解消法における「不当な差別的取扱い」を具体化するものと評価することが可能 ②福祉サービスの提供者など各種サービスの提供者について、差別の禁止と別に、不利益な取扱いを禁止 ③労働者の募集、賃金の決定などでの差別については、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる ④不利益取扱いの禁止について、県民等も対象に追加
					・合理的配慮について、実施主体を明示せずに規定	・障害者基本法と同じ
24	沖縄県	基本法型	(2)障害者基本法をベース	②差別禁止を書き分け	・(全ての者)差別することその他の権利利益の侵害を禁止 (1)差別の禁止の一般規定を置く (2)福祉サービスの提供者などの主体別に、10項目の不利益な取扱いを列挙 (3)10項目中に、労働者の募集、賃金の決定などでの不利益な取扱いを規定	①差別の禁止については、障害者基本法と同じ ②福祉サービスの提供者など各種サービスの提供者について、差別の禁止と別に、不利益な取扱いを禁止 ③労働者の募集、賃金の決定などでの差別については、障害者雇用促進法をベースとしつつも、規定方法や内容がやや異なる
					・(全ての者)合理的配慮の実施義務	・事業者、県民等について、合理的配慮の実施を義務化
					・(全ての者)虐待の禁止を規定	・障害者虐待防止法と同じ

※香川県の条例素案では、「障害を理由とする差別の禁止」と「配慮事項の策定」を規定することが予定されているが、禁止される差別の詳細は不明

	都道府県名	相談を受ける体制				相談員への支援等の体制	
		相談ができる者	相談ができる内容	相談業務を行う者	業務	業務を行う者	業務
1	北海道	※具体的な規定はないが、道が策定する「市町村が実施することが望ましい事項等の基本方針」の中で、「相談支援体制の確保」に関する事項を定めることとしている。					
2	岩手県	※具体的な規定はないが、「障害のある人に対する不利益な取扱い・虐待に関する相談に応じ、助言・調整等必要な措置を講ずる」旨の規定が設けられている。					
3	山形県	障害者・家族 その他の関係者	障害を理由とする差別に関する事	名称：相談員 要件：業務を適正・確実に 行うことができる者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通知	-	-
4	茨城県	全ての者	障害のある人に対する差別に関する事	名称：なし 要件：障害のある人の福祉の増進に 熱意・見識を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通告・通報	-	-
5	栃木県	(対象の明示なし)	障害者差別に関する相談	-	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通告・通報・通知	-	-
6	埼玉県	(対象の明示なし)	障害を理由とする差別に関する事	名称：広域専門相談員 要件：専門的知識・技能を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通告・通報	-	-
7	千葉県	障害者・保護者 その他の関係者	差別に該当する事案	名称：地域相談員 要件：福祉サービス、医療の分野等 に関し優れた識見を有する者	①説明・助言・関係者間の 調整 ②関係行政機関の紹介 ③法律上の支援の制度に 関するあっせん ④関係行政機関への通告 ⑤虐待と思われる事実の 通報 ⑥助言・あっせんの申立 ての支援	名称：広域専門指導員 要件：職務を適正・確実に 行うことができ ると認められる者	①地域相談員に対する 指導・助言 ②相談事例の調査・研究 ③助言・あっせんの申立 てに係る事実調査
8	富山県	全ての者	障害を理由とする差別に関する事	名称：地域相談員 要件：①身体障害者相談員 ②知的障害者相談員 ③障害のある人の福祉増進に 関し熱意と識見を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通告・通報	名称：広域専門相談員 要件：業務を適正かつ確実に 行うことができる 者	①地域相談員に対する 指導・助言 ②相談事例の調査・研究 ③地域相談員が行う業務 ④助言・あっせんの申立 てに係る事実調査
9	山梨県	障害者・家族 その他の関係者	①県・事業者によるものをはじめとする 不当な差別的取扱いに関する事 ②県・事業者が行う合理的配慮に関 すること	名称：障害者差別地域相談員 要件：①身体障害者相談員 ②知的障害者相談員 ③障害者の福祉増進に関し 熱意と識見を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整	名称：障害者差別解消推 進員 要件：なし	①障害者差別地域相談員に 対する指導・助言 ②関係機関との連絡調整

	都道府県名	相談を受ける体制				相談員への支援等の体制	
		相談ができる者	相談ができる内容	相談業務を行う者	業務	業務を行う者	業務
10	岐阜県	-					
11	静岡県	全ての者	障害を理由とする差別に関する事	名称：相談員 要件：-	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通告・通報	-	-
12	愛知県	※具体的な規定はないが、「障害者等からの相談に的確に応ずるとともに、紛争の防止・解決を図ることができるようにするため、相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図る」旨の規定や、「市町村が実施する相談に関し、情報の提供その他必要な援助を行う」旨の規定が設けられている。					
13	京都府	障害者・家族 その他の関係者	①府・事業者が行う不利益な取扱いに関する事 ②事業主による募集・採用に関する均等な機会及び不当な差別的取扱いに関する事 ③府による合理的配慮に関する事 ④障害のある女性等、性別・年齢等により特に困難な状況に置かれた障害者に対する配慮に関する事 ⑤障害を理由とする言動であって障害者に不快の念を起させるものに関する事 ⑥障害者虐待防止法に規定する虐待に関する事	名称：地域相談員 要件：①身体障害者相談員 ②知的障害者相談員 ③障害者の福祉増進に関し熱意と識見を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通告・通報	名称：広域専門相談員 要件：業務を適正かつ確実に 行うことができる者	①地域相談員に対する 指導・助言 ②相談事例の調査研究 ③地域相談員が行う業務
14	大阪府	障害者・家族 その他の関係者 事業者	(障害者差別解消法第8条の事項) ①事業者による不当な差別的取扱いに関する事 ②事業者による合理的配慮に関する事	※相談を受ける体制と相談員への支援の体制を一体的に整備		①助言、調査、関係者間の調整 ②市町村等の相談機関に対する助言、調査、 関係者間の調整 ③相談事案に係る情報の収集・分析	
15	奈良県	全ての者	①不利益な取扱いに関する事 ②合理的な配慮をしないことに関する事	名称：相談員 要件：業務を適正・確実に行うことができる者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通告・通報	-	-
16	徳島県	全ての者	①差別等に関する事 ②合理的な配慮に関する事	名称：専門相談員 要件：差別等・合理的な配慮に関し専門的な識見を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への 通知 ④相談事例の調査研究 ⑤助言・あっせんの申し出に係る事実調査	-	-

	都道府県名	相談を受ける体制			相談員への支援等の体制		
		相談ができる者	相談ができる内容	相談業務を行う者	業務	業務を行う者	業務
17	愛媛県	(対象の明示なし)	(内容の明示なし) ※障害を理由とする差別の解消に関し相談員を設置	名称：広域専門相談員 要件：障害を理由とする差別の解消に熱意と識見を有する者	※相談を受ける体制と相談員への支援の体制を一体的に整備		①相談に応じる者に対する指導助言 ②相談事例の調査研究 ③特に専門的な対応を要する相談に応じ、助言・情報提供 ④特に専門的な対応を要する相談に係る関係者間の調整 ⑤関係行政機関への通告・通報その他の通知 ⑥助言・あっせんの申立ての援助
18	福岡県	①障がいのある人・保護者 ②事業者	不当な差別的取扱い又は合理的配慮の提供に関する個別の事案（個別事案）についての相談	【県】 名称：専門相談員 要件：－ 【市町村】 ・個別相談に応ずる相談体制の整備に努める	-	-	-
19	長崎県	全ての者	障害のある人に対する差別に関する事案	名称：地域相談員 要件：①身体障害者相談員 ②知的障害者相談員 ③精神保健福祉相談員 ④障害のある人の福祉増進に関し熱意と識見を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通告・通報 ④助言・あっせんの申立て援助	名称：広域専門相談員 要件：業務を適正かつ確実にすることができる者	①地域相談員に対する指導・助言 ②相談事例の調査・研究 ③地域相談員が行う業務 ④助言・あっせんの申立てに係る事実調査
20	熊本県	全ての者	①不利益取扱いに関する事案 ②合理的配慮に関する事案 ③虐待に関する事案	名称：地域相談員 要件：①身体障害者相談員 ②知的障害者相談員 ③障害者に関する相談・人権擁護について知識・経験を有する者	①助言・情報提供等 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通告・通報	名称：広域専門相談員 要件：障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者	①地域相談員に対する指導・助言 ②地域相談員が行う業務
21	大分県	全ての者	障害を理由とする差別に係る事案	名称：専門相談員 要件：障害を理由とする差別の解消及び障害のある人の権利擁護に関し優れた識見を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通告・通報	-	-
22	宮崎県	全ての者	障害を理由とする差別に関する事案	名称：相談員 要件：-	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通告・通報	-	-

○条例における差別に関する相談体制

参考資料4

	都道府県名	相談を受ける体制				相談員への支援等の体制	
		相談ができる者	相談ができる内容	相談業務を行う者	業務	業務を行う者	業務
23	鹿児島県	(対象の明示なし)	障害を理由とする差別	名称：相談員 要件：障害のある人に関する相談・人権擁護について知識・経験を有する者	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通告・通報	-	-
24	沖縄県	-	-	-	-	名称：広域相談専門員 要件：障害を理由とする差別等の解消に関し優れた識見を有する者	①市町村の相談員（差別事例相談員）に対する技術的助言 ②相談事例の調査研究
参考	香川県	全ての者	障害を理由とする差別に関する事	-	①助言・情報提供 ②関係者間の調整 ③関係行政機関への通告・通報・通知	-	-

○条例における紛争解決手続

参考資料5

	都道府県名	類型	対象事案		紛争解決手続		
			差別等の主体	事案	手続の種類	実施主体	実効性の担保
1	北海道	(2)地域づくり推進員による改善指導	全ての者(※1)	障がい者の暮らしづらさ	改善指導	地域づくり推進員	知事による勧告(※2)
2	岩手県			—			
3	山形県			—			
4	茨城県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)	助言・あつせん	知事	知事による勧告・公表
5	栃木県	(1)紛争解決手続を定めるもの	事業者	差別的取扱い(障がい福祉サービスの提供拒否など)	あつせん	栃木県障害者差別解消推進委員会	知事による勧告・公表
6	埼玉県	(1)紛争解決手続を定めるもの	事業者	不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供	助言・あつせん	知事	知事による勧告・公表
7	千葉県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別(不利益取扱い・合理的配慮の不提供)	助言・あつせん	千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会	知事による勧告
8	富山県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別(不利益な取扱い・合理的配慮の不提供)	助言・あつせん	富山県障害のある人の相談に関する調整委員会	知事による勧告・公表
9	山梨県			—			
10	岐阜県			—			
11	静岡県	(1)紛争解決手続を定めるもの	事業者	不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供	助言・あつせん	静岡県障害者差別解消支援協議会	知事による勧告・公表
12	愛知県	(1)紛争解決手続を定めるもの	事業者	不当な差別的取扱い	助言・あつせん・指導	知事 ※必要に応じて愛知県障害者差別解消調整委員会の意見を聴く	知事による勧告・公表
13	京都府	(1)紛争解決手続を定めるもの	府・事業者(主)	不利益取扱い(不当な差別的取扱いをはじめとする不利益な取扱い)	助言・あつせん	京都府障害者相談等調整委員会	知事による勧告・公表
14	大阪府	(1)紛争解決手続を定めるもの	事業者	不当な差別的取扱い	あつせん	大阪府障害者差別解消協議会の合議体	知事による勧告・公表
15	奈良県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	不利益な取扱い等(不利益な取扱い・合理的配慮の不提供)	助言・あつせん	奈良県障害者相談等調整委員会	知事による勧告・公表
16	徳島県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別等(差別することその他の権利利益の侵害)	助言・あつせん	徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会	知事による勧告・公表
17	愛媛県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)	助言・あつせん	愛媛県障がい者差別解消調整委員会	知事による勧告・公表
18	福岡県	(1)紛争解決手続を定めるもの	事業者・行政機関等	不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に関する事案	助言・あつせん	福岡県障がい者差別解消委員会	知事による勧告・公表
19	長崎県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別(不均等待遇・合理的配慮の不提供)	助言・あつせん	障害のある人の相談に関する調整委員会	知事による勧告・公表
20	熊本県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	不利益取扱い(障がい福祉サービスの提供拒否など)	助言・あつせん	熊本県障害者の相談に関する調整委員会	知事による勧告・公表

○条例における紛争解決手続

参考資料5

	都道府県名	類型	対象事案		紛争解決手続		
			差別等の主体	事案	手続の種類	実施主体	実効性の担保
21	大分県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別（差別することその他の権利利益の侵害〔合理的配慮の不提供を含む〕）	あつせん	大分県障害者施策推進協議会	知事による勧告・公表
22	宮崎県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	不利益な取扱い（障がい福祉サービスの提供拒否など）	助言・あつせん	宮崎県障がい者差別解消支援協議会	知事による勧告・公表
23	鹿児島県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	不利益な取扱い（障がい福祉サービスの提供拒否など）	あつせん	鹿児島県障害者差別解消支援協議会	知事による勧告・公表
24	沖縄県	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	差別等（差別することその他の権利利益の侵害）	助言・あつせん	沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会	知事による勧告
参考	香川県 (※3)	(1)紛争解決手続を定めるもの	全ての者	障害を理由とする差別に関する事案	助言・あつせん	香川県障害者相談等調整委員会	知事による勧告・公表

※1 「障がい者の暮らしづらさ」については、定義がなく、差別との関係が不明であるほか、その原因となる者についても、特段の規定がないため、全ての者が対象になるものと整理した。

※2 虐待及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に限る。

※3 条例素案で予定されている手続から引用した。

1 総則規定

- (1) 目的 / (2) 定義 / (3) 基本理念 / (4) 県の責務 / (5) 県と市町村との連携 / (6) 県民の役割 / (7) 財政上の措置

2 差別の禁止等

1 定義

○条例における「差別」を定義

①不利益取扱いをすること

8項目の不利益取扱い（福祉サービスの提供時に、障害を理由として、サービスの提供を拒む・制限する・提供に条件を付けるなど）を列挙

②合理的配慮を提供しないこと

2 差別の禁止

○障害のある人に対する差別を禁止【全ての者】

3 相談体制・解決手続

1 相談体制

(1) 相談業務の委託

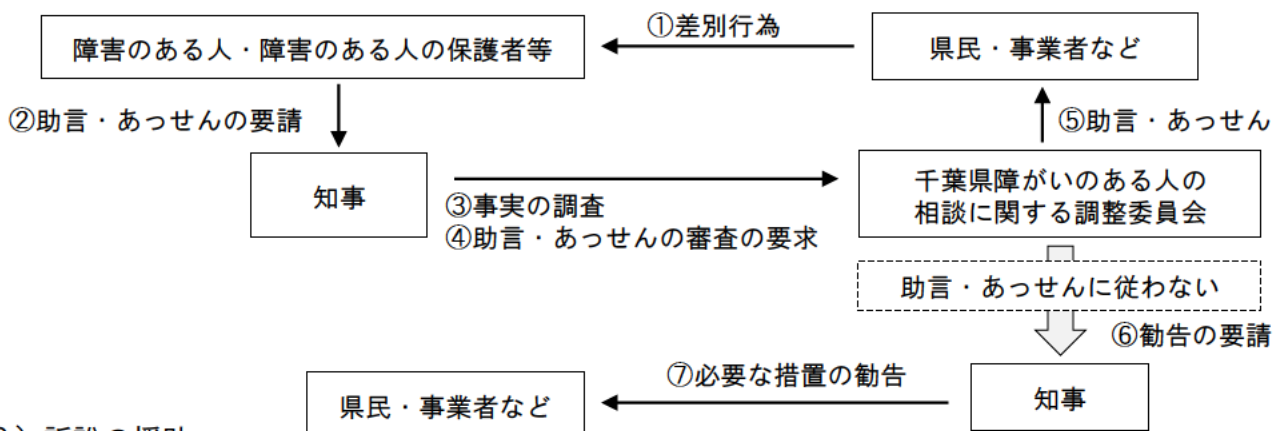
障害のある人に関する相談を受ける者、人権擁護を行う者、福祉サービスなどの分野に関し優れた識見を有する者（地域相談員）に、差別事案の相談業務を委託

(2) 広域専門指導員の委嘱

広域専門指導員を委嘱し、地域相談員への指導・助言、相談事例の調査研究などを行わせる

2 解決手続(助言・あっせん)等

(1) 差別事案の解決のため、助言・あっせんを実施



(2) 訴訟の援助

○差別事案に関し訴訟を提起する者への訴訟費用の貸付けなど

4 理解を広げるための施策等

- (1) 表彰 / (2) 情報の提供等

(その他) 推進会議の設置など

差別を類型化して禁止する条例の例（千葉県）

分野	差別の具体的行為
(1) 福祉サービス	<p>○福祉サービスの提供・利用時に、障害のある人に対して次の行為をすること</p> <p>(ア) 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談・支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。</p> <p>(イ) 本人の生命・身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供の拒否、制限、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
(2) 医療	<p>○医療の提供時に、障害のある人に対して次の行為をすること</p> <p>(ア) 本人の生命・身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供の拒否、制限、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(イ) 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。</p>
(3) 商品・サービスの提供	<p>○商品・サービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品・サービスの提供の拒否、制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
(4) 雇用	<p>○労働者の雇用時に、障害のある人に対して次の行為をすること</p> <p>(ア) 労働者の募集・採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若くは採用の拒否、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(イ) 賃金、労働時間その他の労働条件、配置・昇進・教育訓練、福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。</p> <p>(ウ) 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。</p>

分野	差別の具体的行為
(5) 教育	<p>○教育の際に、障害のある人に対して次の行為をすること</p> <p>(7) 本人に必要と認められる適切な指導・支援を受ける機会を与えないこと。</p> <p>(イ) 本人・その保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。</p>
(6) 公共施設・公共交通機関	<p>○障害のある人が建物その他の施設・公共交通機関を利用するときに、障害のある人に対して次の行為をすること</p> <p>(7) 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用の拒否、制限、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(イ) 本人の生命・身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用の拒否、制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
(7) 不動産の取引	<p>○不動産の取引時に、障害のある人・障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡の拒否、制限、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
(8) 情報提供	<p>○情報の提供時、情報の提供を受ける時に、障害のある人に対して次の行為をすること</p> <p>(7) 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供の拒否、制限、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(イ) 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をすることの拒否、制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>

1 総則規定

(1) 目的 / (2) 定義 / (3) 基本理念 / (4) 県の責務 / (5) 事業者の責務

2 共生社会を推進するための施策

(1) 普及啓発 / (2) 交流の機会の拡大及び充実 / (3) 社会参加の促進 / (4) 教育の推進 / (5) 意思疎通の手段の確保 / (6) 就労の促進等 / (7) 表彰 / (8) 職員の育成等 / (9) 財政上の措置

3 差別の禁止等

1 不当な差別的取扱いの禁止

○不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害の禁止【全ての者】

2 合理的配慮の提供

- (1) 合理的配慮の提供義務【県】
- (2) 合理的配慮の提供の努力義務【事業者】

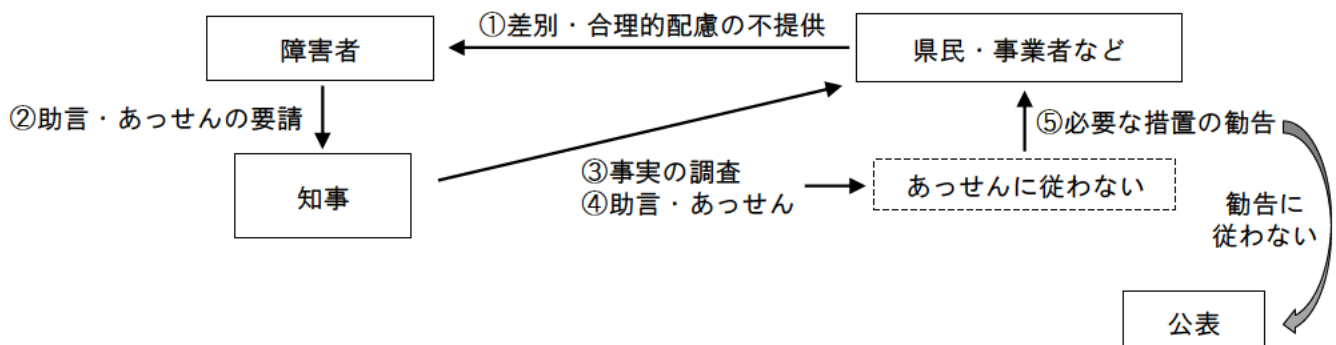
4 相談体制・解決手続

1 相談体制

- (1) 特定相談の実施
県は、障害を理由とする差別に関する相談（特定相談）に応じる。
- (2) 広域専門相談員
特定相談に関する業務を行わせる者として、広域専門相談員を設置

2 解決手続(助言・あっせん)

○差別事案の解決のため、助言・あっせんを実施



5 推進体制

○地域協議会の設置

障害を理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障害者差別解消支援地域協議会を組織することを義務付け

1 総則規定

- (1) 目的 / (2) 定義 / (3) 基本理念 / (4) 道の責務 / (5) 道と市町村の連携 / (6) 道民等の役割 / (7) 情報の提供 / (8) 財政上の措置

2 障がい者を支える基本的施策等

- (1) 関係法令等との調和 / (2) 道民等の理解の促進 / (3) 企業等の取組の支援 / (4) 医療とリハビリテーションの確保 / (5) 移動手段の確保 / (6) 切れ目のない支援 / (7) 保健・福祉及び教育との連携 / (8) 高齢者施策等との連携 / (9) 障がい者の家族に対する配慮 / (10) 地域間格差の是正等

3 障がい者の権利擁護

1 不当な差別的取扱いの禁止

- (1) 不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害の禁止【道・事業者・関係団体】
- (2) 不当な差別的取扱いの禁止【道民】

2 合理的配慮の提供

- (1) 合理的配慮の提供義務【道】
- (2) 合理的配慮の提供の努力義務【事業者・関係団体・道民】

3 虐待の禁止

- 障がい者に対する虐待（身体に外傷が生じるような暴行を加えることなど5項目）の禁止【全ての者】

4 障がい者が暮らしやすい地域づくり

1 基本指針の策定

- 障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の指針（基本指針）を策定

2 道の支援

- 基本指針に基づく施策の促進を図るとともに、基本指針に基づく市町村の取組に対する支援措置を講じる

5 障がい者に対する就労の支援

- (1) 就労支援に関する施策の実施
- (2) 就労支援推進計画の策定
就労支援に関する施策を実施するための計画（就労支援推進計画）を策定
- (3) 認証制度
障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を実施
※認証事業者への低利の融資、入札上の優遇その他の措置を実施
- (4) 指定法人制度
福祉的就労関係事業所の販路の確保などの業務を行う法人の指定制度を導入
- (5) 調達等への配慮
道の物品又は役務の調達等に当たり、福祉的就労関係事業所、認証事業者に配慮

6 施策の推進体制

1 北海道障がい者就労支援推進委員会

北海道における障がい者の就労の支援を推進するために設置【知事の附属機関】
(所掌事項)

- ①障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議
- ②条例の規定によりその権限に属させられた事務の処理
- ③障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項の建議

【推進委員会の委員】(20人以内)

- (1) 障がい者 / (2) 学識経験者 / (3) 障がい者の保健福祉の関係団体役員 /
- (4) 事業者 / (5) 関係行政機関の職員 / (6) 知事が適当と認める者

2 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

規則で定める圏域ごとに設置
(所掌事項)

- ①障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること
- ②差別や虐待及び権利擁護に関すること
- ③地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること

【地域づくり委員会の委員】(10人以内)

- (1) 当該圏域で生活する障がい者 / (2) 地域住民 / (3) 学識経験者 /
- (4) 関係行政機関の職員

※委員のほか、地域づくり委員会を運営するため、圏域ごとに、地域づくり推進員を設置

虐待、重大な権利侵害への対応

①調査(知事・地域づくり推進員)

虐待・障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議のため、必要な事実の調査を実施

②勧告等(地域づくり推進員)

- (ア) 暮らしづらさの原因となる者への改善指導
- (イ) 指導で改善しない場合、知事に改善勧告を求めることができる

※改善が図られない場合、勧告内容を公表

3 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部

障がい者に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために設置
(所掌事項)

- ①暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画・調整・推進
- ②各圏域に設置された地域づくり委員会から審議を求められた事項
- ③その他障がい者施策の推進に関し必要な事項

【推進本部の組織】

- (1) 本部長(知事) / (2) 副本部長(副知事) / (3) 本部員(学識経験者、関係行政機関の職員等)

三重県において制定されている条例について

※条例の施策の一つに障がい者を対象とする施策を挙げるものを掲載した。三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例と三重県手話言語条例については、別紙参照

○みえ歯と口腔の健康づくり条例（平成 24 年三重県条例第 42 号）

（基本的施策）

第十一条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

一 （略）

二 障がい者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関する事。

三～十 （略）

○みえの観光振興に関する条例（平成 23 年三重県条例第 34 号）

（観光旅行者の利便の増進）

第十八条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者、外国人等を始めとする全ての観光旅行者が安全かつ快適に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備の促進並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

○三重県中小企業・小規模企業振興条例（平成 26 年三重県条例第 5 号）

（人材の育成及び確保）

第十七条 （略）

2 （略）

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

○三重県スポーツ推進条例（平成 26 年三重県条例第 95 号）

（基本政策）

第三条 スポーツの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

一～三 （略）

四 障がい者によるスポーツ活動の推進

五 （略）

（障がい者によるスポーツ活動の推進）

第十三条 県は、障がいに対する県民の理解を深め、障がい者の自立及び社会参加を促

進するため、市町、スポーツ関係団体及び民間事業者と協力して、必要な配慮をしつつ、障がいの種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第十五条 県は、県民のスポーツ活動の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び利用の促進に努めるものとする。

2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、災害時への対応に配慮するとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保及び障がい者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

3 (略)

○三重県防災対策推進条例（平成21年三重県条例第8号）

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 災害時要援護者 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害発生時等に情報収集又は避難に支援を要する者をいう。

七・八 (略)

(災害時要援護者への支援体制)

第二十三条 自主防災組織は、あらかじめ、県、市町、防災関係機関及び災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害発生時等における地域の災害時要援護者の情報収集及び避難の支援を行うための体制を整備するよう努めなければならない。

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第三十二条 市町は、あらかじめ、自主防災組織、防災関係機関及び災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害時要援護者の把握及び支援を行うための体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、市町が前項の規定を実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

○人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年三重県条例第51号）

(目的)

第一条 この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく

住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(基本方針)

第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。

四 (略)

3・4 (略)

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の概要

目的

参考資料10-1

【条例の目的】

ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与する。

【ユニバーサルデザインのまちづくり】

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくり

【障害者、高齢者等】

障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者

条例が対象とする施設等

①公共的施設

官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設

① 特定施設

公共的施設のうち、特定道路（バリアフリー新法で定めるもの）、特定公園施設（バリアフリー新法で定めるもの）など、特に障害者、高齢者等が日常生活・社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるもの

②公共車両等

一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶

③公共工作物

案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物

④住宅

責務規定

県の責務、事業者の責務、県民の責務を規定

基本方針・推進計画

①基本方針

条例で定める基本方針（3項目）に基づき施策を実施

- （ア）すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図る。
- （イ）すべての県民が自由に移動し、及び安全・快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進する。
- （ウ）誰もが使いやすい製品、良質なサービス、分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進する。

②ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定

ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（推進計画）を策定

※ 推進計画の策定に当たり、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見聴取、議会の議決を要する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の概要

ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

7項目のユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を規定

①啓発・情報の提供(§10)

ユニバーサルデザインのまちづくりに関する啓発・情報の提供の実施

②教育の充実等(§11)

幼児教育、学校教育、生涯学習の充実その他必要な施策を推進

③ボランティア活動等の促進(§12)

ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進

④安全な生活の確保(§13)

防犯、防災、交通安全の確保に関し必要な施策を推進

⑤人材の養成等(§14)

介助等の知識・技能を有する者の養成、確保・資質の向上を図るために必要な施策を推進

⑥福祉用具等に関する研究開発等(§15)

福祉用具等(障がい者等の日常生活上の便宜を図るための用具、補装具など)に関する研究・開発を促進し、これらの成果の普及を図る

⑦情報の利用等(§16)

情報伝達手段の充実に必要な施策を推進

公共的施設等の整備

(1)公共的施設等の整備

①整備基準の設定

障害者、高齢者等が安全・快適に利用できるようにするために必要な基準(整備基準)を定める(出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場などについて、施設の区分に応じて定める)。

※1 施設の新築、改築等をしようとする者に、整備基準の遵守義務、公共的施設所有者・管理者に整備基準への適合の努力義務を規定

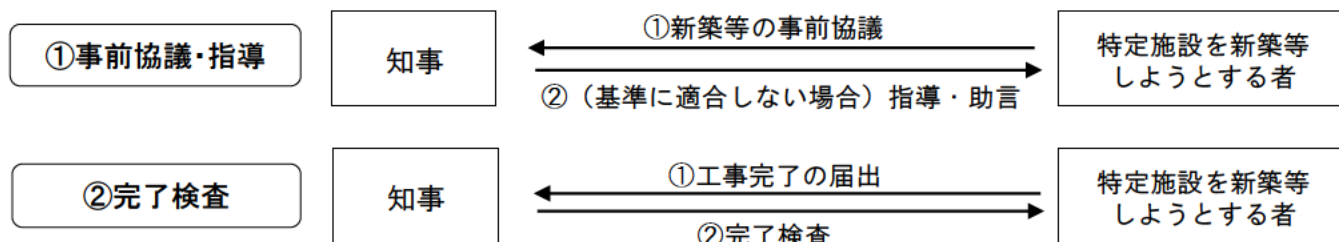
※2 施設を整備基準に適合させたときは、所有者等はその機能の維持するよう努める。

②基準への適合のインセンティブ規定

整備基準に適合する施設に対する「適合証」の交付・整備基準への適合性の公表を規定

(2)特定施設の整備

○整備基準への適合性を確保する手続



○事前協議なしに新築等に着手した場合・事前協議と異なる工事が行われた場合などについて、勧告・公表の手続を規定

○特定施設の所有者・管理者に対する報告の徴収・立入調査の権限を規定

(3)公共車両等の整備等

○(公共車両等の所有者・管理者、公共工作物の設置者・管理者)全ての人が安全・快適に利用できるよう整備に努める旨を規定

○(県民・住宅供給事業者)全ての人が安全・快適に利用できるよう住宅の整備・供給に努める旨を規定

○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成 11 年三重県条例第 2 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等（第七条—第九条）

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策（第十条—第十六条）

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備（第十七条—第二十条）

第二節 特定施設の整備（第二十一条—第二十六条）

第三節 公共車両等の整備等（第二十七条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条・第三十一条）

附則

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。
- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- 四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。）第二条第九号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第二条第十三号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

（県の責務）

第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

第四条 削除

（事業者の責務）

第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

（基本方針）

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。

二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。

三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

（ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等）

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下

「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

(啓発及び情報の提供)

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実等)

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

(ボランティア活動等の促進)

第十二条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

(安全な生活の確保)

第十三条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第十四条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

(福祉用具等に関する研究開発等)

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及

を図るものとする。

(情報の利用等)

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

第四章 公共的施設等の整備

第一節 公共的施設の整備

(整備基準)

第十七条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(適合証の交付)

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

(維持保全)

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第二節 特定施設の整備

(事前協議)

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に

協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第二十二條 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（完了検査）

第二十三條 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

（勧告）

第二十四條 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一条第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第二十一条第一項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 3 知事は、第二十一条第二項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（公表）

第二十五條 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第二十六條 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第三節 公共車両等の整備等

（公共車両等の整備）

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第五章 雑則

(国等に関する特例)

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

(委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める
(ろう者・手話通訳者等)
 - ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日

※計画の策定手続に関する規定は、公布の日施行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

○三重県手話言語条例（平成 28 年三重県条例第 50 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画（第七条）

第三章 基本的施策（第八条—第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

附則

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難い。また、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。手話はろう者にとっての声と言うべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、台風等の風水害や大規模な地震災害がしばしば発生している三重県においては、災害の発生時において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本

となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

2 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町及び関係機関との連携及び協力)

第四条 県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

第二章 手話を使用しやすい環境の整備に関する計画

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示

することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。

3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(手話通訳を行う人材の育成等)

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(手話の普及等)

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。

3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けられる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

3 三重県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。

第六条を第七条とし、第五条第三項中「会長及び委員」を「会長、委員及び専門委員」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(専門委員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。